

公益社団法人熊本県医師会館建設基本・実施設計業務

公募型プロポーザル実施要領

平成26年9月

公益社団法人熊本県医師会

会長 福 田 稔

1. 目的

公益社団法人熊本県医師会館建設工事は、熊本県内の医師を会員とする熊本県医師会の本部機能をもって、県内郡市医師会への事務連絡業務や医師会員の管理業務あるいは研修研鑽を一元的に行うとともに、保険業務の医師国保組合及び金融業務の医師信用組合が入居する施設の整備事業であり、この設計業務について、豊かな創造性、高度な技術力、豊富な経験等質の高い提案を求めるためにプロポーザルを行う。

2 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

公益社団法人熊本県医師会館建設基本・実施設計業務プロポーザル

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

(3) 主催者

公益社団法人熊本県医師会

(4) 事務局

〒860-0806 熊本市中央区花畑町1番13号

TEL (096) 354-3838 Fax (096) 322-6429

E-mail: kenishikai@kumamoto.med.or.jp

(5) プロポーザルの日程等

- ①プロポーザルの告知（公募） 平成26年9月1日（月）
- ②プロポーザル参加表明書提出期限 平成26年9月19日（金）午後5時まで
- ③プロポーザル参加資格・プロポーザル要請の1次審査 平成26年9月20日（土）～25日（木）
- ④技術提案書要請者への説明会 平成26年9月29日（月）午後4時
- ⑤質疑書受付期限 平成26年10月6日（月）午後5時まで
- ⑥質疑回答 平成26年10月9日（木）
- ⑦プロポーザル審査書類提出期限 平成26年10月31日（金）午後5時まで
- ⑧プロポーザル2次審査ヒアリング 平成26年12月7日（日）午前9時 予定
- ⑨プロポーザル2次審査結果通知書交付 平成26年12月12日（金）予定

3 優秀者特定の流れ

- (1) プロポーザルの参加者は、公益社団法人熊本県医師会館建設設計業務プロポーザル参加表明作成要領に基づき、参加を表明してプロポーザルの参加資格を得るものとする。
- (2) 参加資格を得た者を対象に、1次審査により技術提案書の要請を行う者を複数者選定して、プロポーザル審査書類（技術提案書等）の提出を求める。
- (3) プロポーザル審査書類を提出した者を対象に、ヒアリング形式による2次審査を行い、これにより最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）及び次点者をそれぞれ特定する。

4 参加者に必要な資格及び条件に関する事項

- (1) 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 建築施工業者に所属するか、または建築施工業者出資の設計事務所は除く。
- (3) 告知日から審査結果発表日までの間において、熊本県あるいは熊本市から指名停止措置を受け、または指名を保留されている期間が存在しないこと。
- (4) 次のいずれかに該当しない者。
 - ア 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - イ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (5) 平成16年4月以降に延べ床面積1,500㎡以上かつ地上3階建て以上の建物の設計実績があること。

5 参加の方法等

(1) 参加

参加を希望する者は、参加の意思を表明して参加資格を得るものとする。なお、参加に係る手数料は無料とする。

(2) 参加表明に係わる資料の配布

平成26年9月1日(月)～9月19日(金)までの期間において、午前10時から午後5時までに配布する。

(3) 参加申し込み

参加を希望する者は、前記2の(5)②に定める日時までに参加表明の申し込みを行うものとする。

(4) 参加表明の方法

プロポーザル参加表明書(様式第1号)に必要な事項を記入して、次に掲げる書類をプロポーザル参加表明書作成要領に基づいて15部(写し可)作成のうえ、「プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に入れて事務局まで持参または書留扱いの郵送(期限必着)で提出するものとする。提出した者に対しては、プロポーザル参加表明書受領書を発行する。郵送で提出する場合は、送付先を明記し切手を貼付した受領書返信用封筒を同封すること。

なお、当医師会は、郵送中の事故の伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

ア 事務所の同種・類似業務実績(様式第2号)

イ 管理技術者の経歴等(様式第3号)

受賞実績がある場合は、賞状の写しや掲載された雑誌等の写しを添付する。

ウ 意匠・構造・電気・機械主任担当技術者の経歴等(様式第4号)

受賞実績がある場合は、賞状の写しや掲載された雑誌等の写しを添付する。

エ 分担業務分野の追加(様式第5号)

参加者において新たな分担業務分野を追加する場合記載する。

オ 協力事務所の名称等(様式第6号)

業務の一部を再委託する場合記載する。

カ 前記4の(1)の一級建築士事務所登録を証明する資料

6 技術提案書等の提出書類

(1) プロポーザル審査書類の提出

プロポーザル審査書類については、技術提案書要請の決定通知を受けた者が前記2の(5)⑦に定める日時までに提出すること。

ア プロポーザル審査書類(様式第8号)

イ 取組体制説明書(様式第9号)

本設計業務を遂行するにあたり取り組む設計チームの体制(技術者の氏名、役割、特徴等)、特に重視する設計上の取り組み方、姿勢、考え方、その他本設計業務を実施することとなった場合の取り組み事項について、1枚以内に記載すること。

(2) 提案数

提出する技術提案書は、1提出者につき1案とする。

(3) 提出書類の作成要領

ア 提出書類数は、15部とする。

イ 「プロポーザル審査書類」の様式第8号の2の「3提案」は、A3版ヨコ型で5枚以内とする。

ウ 文章等は文字サイズ10ポイント以上とし、読みやすいよう配慮すること。

エ 使用する言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円にすること。

オ 書類を提出する際は、所定の表紙を1枚添付し、クリップ留めとすること。

カ 本施設の計画構想等技術提案に係る書類は、様式の範囲内においてグラフ及び模式図等の貼り込みは可能とする。

(4) 提出方法

提出書類を一括にして封筒に入れ、事務局まで持参または書留扱いの郵送(期限必着)で提出するものとする。提出した者に対しては、プロポーザル審査書類受領書を発行する。郵送で提出する場合は、送付先を明記し切手を貼付した受領書返信用封筒を同封すること。

なお、当医師会は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

(5) 技術者の変更

設計業務を行うこととなった場合、審査書類に記載された技術者は、特別の理由があると当医師会が認めた場合を除き、原則として変更できないものとする。

(6) 再提出等

提出した審査書類の再提出、差替え及び修正は認めないものとする。

7 質疑応答

本プロポーザルの技術提案書に関する質疑応答は、技術提案者が前記2の(5)⑤に定める日時までに次により行うものとする。なお、質疑に対する回答内容は、本実施要領の追加または修正として、実施要領の一部と同様に扱うものとする。

(1) 質疑方法

質疑書（様式第7号）により、電子メールで受け付けるものとする。なお、質疑者へは受信確認の電子メールを返信するものとし、返信のなかった質疑は受け付けしたものとみなさない。ただし、当医師会は、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

(2) 質疑回答

質疑に係る回答は、質疑者の名称等を伏せたうえ、一括して質疑回答書としてまとめ、すべての技術提案者に対し前記2の（5）⑥に定める日に電子メールで送信するものとする。

8 審査

(1) 1次審査

前記5の（4）により提出された審査書類について審査を行い、技術提案書の提出要請者を選定する。尚、参加表明書提出者全員に対し、プロポーザル1次審査結果を文書で通知する。

また、技術提案書要請者に対して説明会を開催し、技術提案書の作成に必要な資料を別途提供する。

(2) 2次審査

提出の技術提案書等について審査を行い、ヒアリング対象者として5～10名を選出し、選出した者を対象にヒアリングを行う。ヒアリングは前記2の（5）⑧に定める日に次のとおり実施するものとし、場所や時間等詳細事項は後日通知する。

ア 他の応募者のヒアリング傍聴（入室）は認めない。

イ 技術提案書提出者の担当者（説明者等）は、3名までの入室を認める。

ウ ヒアリングの内容は、提出書類を補足する説明15分程度及び審査委員からの質疑20分程度とする。

エ 提出された「プロポーザル審査書類」の様式第8号の2の「3提案」の部分は、説明の際にプロジェクターで表示する。また、会場に用意するホワイトボードを使用して説明に図解を加えることはできるが、原則として、説明資料を追加提出することはできないものとする。

(3) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、学識経験者を含めた審査委員会を設置し審査を実施する。

但し、審査委員名は公表しない。

(4) 審査項目

本プロポーザルの提案課題、評価項目は次のとおりとする。

ア 1次審査

提案課題	評価項目・事項
事務所の能力	同種・類似業務実績数、同種・類似業務適応性 技術者数、有資格者数
担当チームの能力	管理技術者及び担当主任技術者等の資格、経験 業務実績、受賞実績、繁忙度等

イ 2次審査

提案課題	評価項目・事項
提案の的確性	(1) 敷地の有効利用に関する提案 (2) 施設に関する提案 (3) 環境対策に関する提案 (4) ユニバーサルデザイン、障害者・高齢者への配慮に対する提案
提案の創造性	(1) 意匠（設計に当たっての基本コンセプト）に関する提案 (2) 景観形成に関する提案
提案の実現性	(1) 経済性（コスト削減とメンテナンス性能）に関する提案 (2) 工法、素材に関する提案
提案者の対応	(1) 取組体制、意欲 (2) 業務実施方針の妥当性 (3) 配慮した事項

(5) 審査結果の通知

審査委員会において審査した結果については通知するが、審査結果についての異議申し立ては認めない。

9 最優秀者の取り扱い

(1) 設計業務の委託

ア 公益社団法人熊本県医師会館設計業務（以下「本業務」という。）の委託を予定する。また、本業務の範囲は、基本設計及び実施設計に定めるすべての事業とする。なお、委託の内容は、特定されたプロポーザルの内容に限定されることなく、協議により変更することができるものとする。

イ 最優秀者が、熊本県・熊本市から指名停止措置を受けることとなった場合には契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と本業務の契約の交渉を行うこととする。

ウ 本業務の実施にあたる技術者は、原則としてプロポーザル審査書類に記載された者とし、当医師会が特別な理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

エ 本業務委託料の上限は、税込45,000,000円とする。

オ 委託料は、業務委託契約に基づいて支払うものとする。

カ 当医師会は、本業務委託の契約締結後においても失格事項または不正と認められる行為が判明したときは契約を解除できるものとする。

(2) 本業務以降の業務として建築施工監理業務を予定する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格する。なお、1次及び2次審査における特定後に判明した場合も同様とする。

(1) 提出期間経過後に書類の提出があった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査委員に対して質疑等の連絡を行った場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合
- (5) 本実施要項等に違反した場合
- (6) その他本実施要項に違反すると認められた場合

1.1 費用負担

プロポーザルに関する書類の作成、提出及びヒアリング等に係る一切の費用は、本プロポーザルに参加しようとする者の負担とする。また、提出された書類、資料は返却しない。

1.2 著作権並びに提出書類の取り扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属するものとするが、当医師会は、提出書類を自由に使用できるものとする。ただし、特定されなかった者の提案、アイデア及びノウハウについては、他に流用しないものとする。

1.3 建築条件

(1) 所在地、敷地条件など

- ①建設予定地 熊本県熊本市中央区花畑町1番13号他
- ②敷地面積 1,539.57㎡
敷地図 別添資料参照
- ③用途地域等 [区域区分] 市街化区域 [防火指定] 防火地域 [日影規制] なし
[用途地域] 商業地域 [建蔽率] 80% [容積率] 400%
- ④敷地の現況 熊本県医師会館・立体駐車場及び空地
- ⑤インフラ関係 上水道・下水道・都市ガス：整備済
- ⑥接道状況 四方路
南側：幅員2.2m舗装市道
北側：幅員4.6m舗装市道（車両進入禁止の歩道）
西側：幅員4m舗装市道と一部8m舗装市道

(2) 施設等

ア 建替える医師会館は熊本市の中心部に位置し、南側道路を隔てた地に熊本市役所があり、また北側には日本三大名城の一つでもある熊本城を全面に見渡せる絶景の地にある。熊本市の中心地に在りながらも熊本城のお堀（坪井川）端に位置し、市民の憩いの場となる熊本城の長堀に沿った遊歩道が整備されている。医師会館の建替え建築に当たっては、これらの借景を十分考慮した熊本城の景観と一体となって医師会館利用者や県・市民に憩いの空間を感じさせるような建物としたい。さらには、熊本県医師会員のシンボリック役割を有し、情報化社会に対応できるための最新の

I T技術を備え持つ施設内容で、県行政と共に県民の医療・保健・福祉事業及び災害時医療に対する拠点施設に相応しい機能的な内容を有した医師会館とする。

イ 医師会館、医師信用組合、医師国保組合は同一の施設で収容することを原則とする。

ウ 施設の規模は延面積 3, 8 0 0 m²程度を想定し、施設の機能及び規模は概ね別添の計画の通りとする。

エ アプローチと駐車場

アプローチはスムーズに誘導されるように計画し、駐車場は60台を目安とし自走式とするが、提案も考慮する。また、一部に自転車、バイクの駐輪場を確保する。

1 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が定めるものとする。

(2) プロポーザルによる設計事務所との契約締結後の日程は、次のとおり予定する。

- | | | | |
|-------------|------------|---|------------|
| ①基本・実施設計業務 | 平成27年 1月 | ～ | 平成27年 9月末日 |
| ②既存医師会館解体工事 | 平成27年11月中旬 | ～ | 平成28年 2月中旬 |
| ③医師会館建設工事 | 平成28年 3月 | ～ | 平成29年 2月 |
| ④建設施工監理業務 | 平成28年 3月 | ～ | 平成29年 2月 |

1 5 特記事項

既存医師会館を解体しての建替えを前提とする。

ただし、建築工事期間における医師会事務局等の移設を考慮し、その移設を回避できる提案による前記14の(2)②③④の変更については、許容される範囲内で可とする。この場合は、変更事項等明確にして提案するものとする。